

経営規模等評価申請書類(確認書類)確認票【電子申請対応版】

No	電子申請 添付先 左のNoに 対応 (その他は ⑤～⑩へ)	種類	確認
1		(1)自己資本・職員数・完成工事高に係るもの	
2	その他 ⑦	① 建設業許可通知書、許可証明書(写し可)	
3	その他 ⑦	② 前年度の経営事項審査結果通知書	
4		③ 審査基準日直前1年分の以下の書類 ★新規受審者は、2年分(3年平均で審査する場合は3年分)の請負契約書、工事台帳、税務申告書を持参。	
5	その他 ⑦	ア 請負契約書(請書、注文書を含む)	
6		★工事経歴書に記載した順に整理し、整理番号をつけておくこと。	
7		★JVの工事については、協定書の写し等出資割合の分かるものも持参。	
8		★「建築一式工事」のうち建築解体工事・「法面処理工事」・「プレストレストコンクリート工事」・「鋼橋上部工事」の完成工事高を申請する場合、工事進行基準で完成工事高を計上する場合、それぞれ工事内容、該当金額が確認できる書類も持参すること。	
9	その他 ②	イ 工事台帳、元帳(アにより確認できないもの。アの金額と違うもの。)	
10	その他 ①	ウ 税務申告書(決算報告書、法人税申告書別表等を含む)	
11	その他 ⑦	エ 商業登記簿謄本(写し可)※当期に増資をした会社のみ持参。	
12		(2)技術職員名簿に係るもの	
13	その他 ⑤	ア 資格取得者については資格証明書の写し ※技士補及び基幹技能者の資格は毎年確認が必要となります。	
14	その他 ⑤	イ 実務経験者については実務経験証明書	
15	その他 ⑤	ウ 監理技術者にあつては監理技術者資格証及び講習修了証の写し(審査基準日現在の資格の有無及び受講状況が確認できるもの)	
16	その他 ⑤	エ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる企業で常時10人以上の労働者を使用している場合にあっては継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則	
17	その他 ⑤	★健康保険等に未加入であり、標準報酬決定通知書等で常勤性の確認ができない者については、源泉徴収票、給与台帳、賃金台帳、出勤簿等で常勤性を確認します。	
18		★ア、イについてはすでに登録済みの者も必要。(審査基準日時時点で在籍していたが申請日時時点で不在の者も確認します。)	
19		★監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、技術検定合格証明書については、【電子申請】資格者番号を入力した場合は省略可能。	
20		(3)その他の審査項目(社会性)に係るもの	
21		項番41 雇用保険加入の有無	
22	項番41	① 被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証(建設業に従事する職員全員分)	
23		項番42・43 健康保険及び厚生年金保険加入の有無	
24	項番42	② 標準報酬決定通知書(直近のもの)(建設業に従事する職員全員分)	
25	項番43	③ 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(社会保険事務所の受付印分)(建設業に従事する職員全員分)	
26		項番44 建設業退職金共済制度加入の有無	
27	項番44	④ 勤労者退職金共済機構鳥取県支部の発行する建設業退職金共済制度加入・履行証明書	
28		項番45 退職一時金制度、企業年金制度導入の有無	
29		⑤ 退職一時金 ア、イのいずれか	
30	項番45	ア 中小企業退職金共済制度・特定退職金共済組合の加入証明書	
31	項番45	イ 労働協約若しくは就業規則(適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払の方法、支払の時期に関する定めがあること。常時10人以上労働者を使用している場合は、労働基準監督署への受付印が確認出来るもの。)	
32		企業年金制度 ア～ウのいずれか	
33	項番45	ア 厚生年金基金加入証明書又は適格退職年金契約書	
34	項番45	イ 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書	
35	項番45	ウ 確定給付企業年金の証明として、企業年金基金の発行する加入証明書又は資産管理運用機関の発行する加入証明書	
36		項番46 法定外労災補償制度の有無 各証明書のいずれか持参	
37	項番46	⑥ (財)建設業福祉共済団加入証明書、(社)全国建設業労災互助会加入証明書、保険証券又は保険契約書、保険会社の加入証明書 ★下請担保の表示、通勤災害の担保の表示、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象としていることが確認できるもの	
38		項番50 技能者数	
39	その他 ⑤	⑦ 審査基準日時時点で進行中の工事に係る作業員名簿(該当がある場合)	
40		項番51 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	
41	項番50	⑧ えるぼし、プラチナ えるぼし「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し ・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの)※審査基準日時における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可	
42		項番52 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	
43	項番52	⑨ くるみん認定及びプラチナくるみん「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し ・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの)※審査基準日時における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可	
44		項番53 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	

45	項番53	⑩ ・「基準適合一般事業主認定通知書」等の認定を取得していることを証する書面の写し ・厚生労働省の公表資料(認定企業一覧)やデータベース等の写し(審査基準日において認定されており、認定取消や辞退がされていないことを確認できるもの)※審査基準日時点における確認資料がない場合は申請時直近の確認資料で可	
46		項番54 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 ※R5.8.14以降に審査基準日を迎える場合適用	
47	項番54	⑪ ・CCUS上で事業者情報及び現場・契約情報が登録されていることがわかるもの(CCUSの帳票「3-1 事業者情報」及び「4-1 現場・契約情報(元請工事全体で金額上位1件)」を出力したもの等) ・建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※CCUS上に就業履歴を蓄積できる体制が整備されていることがわかるもの(CCUSの帳票「3-1 事業者情報」の「その他各種情報」に認定システム名の記載があるもの等) ※直接入力によらない方法 就業履歴データ登録標準API連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/requirements)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等最新の認定状況は、一般財団法人建設業振興基金の公表資料を確認してください。 ・建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書を作成、申請書に添付	
48		項番56 民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
49	項番56	⑫ ① 手続開始の決定日を証明する書面	
50	項番56	⑫ ② 手続終了の決定日を証明する書面(官報の写し等)	
51		項番57 防災活動への貢献の状況	
52	項番57	⑬ ① 防災協定の写し、社団法人等の団体が地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請業者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(当該団体の活動計画書や証明書等)。	
53		項番60 監査の受審状況	
54	項番60	⑭ ① 会計参与設置会社の場合、商業登記簿(写し可) ② 研修等を受講したことがわかるもの	
55		項番61,62 公認会計士等数	
56	項番61	⑮ 建設業経理事務士(1~2級)、公認会計士、会計士補及び税理士の資格を有する者の資格証明の写し、登録経理試験の合格証書、合格後、5年以内に登録経理講習を受講したことがわかるもの ★建設業経理士登録証、登録建設業経理士講習修了証【電子申請】資格者番号等入力で省略可能。	
57		項番64 建設機械の保有状況	
58	その他 ⑧	⑯ 売買契約書、リース契約書(1年7か月以上)等及び特定自主検査記録表、自動車検査証(「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があり、土砂の運搬が可能なもの(自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可)、移動式クレーン検査証	
59		項番65,66,67 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
60	項番 65, 66, 67	⑰ 審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明書)の写し(エコアクション21、ISO9001、14001) ・エコアクション21により認証されていることを証する書面の写し及び認証を受けている営業所が確認できる書面の写し(提出) ・国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されていることを証明する書面及び認証を受けている営業所が確認できる書面の写し(提出) ※外国語の場合は、日本語のものを用意してください(記載事項の内、少なくとも「事業所名、所在地、認証範囲、対象事業所、有効期間」について確認ができるもの)。 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合は、加点対象となりません。	